

復興支援情報

東日本大震災災害復興融資利子補給制度の期間延長について

震災により被害を受けた中小企業者で、災害融資を受けた人への利子補給制度が、平成二十五年三月三十一日まで延長されました。

■対象

市内に本社または主たる事業所を有し、平成二十五年三月三十一日までに対象となる災害融資（表参照）を受けた中小企業者

【対象資金】 災害融資	
宮城県経営安定資金	みやぎ中小企業復興特別資金
日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付
	マル経融資震災対応特枠
商工組合中央金庫	東日本大震災復興特別貸付

■補給率

一・〇〇%

※ただし、国、県から利子補給を受ける場合は、利子補給額合計が支払利子額を超える部分については補給しません。

■補給対象期間

借入実行日から五年間

■利子補給融資対象限度額

一企業三千万円

■申請に必要な書類

- 1 利子補給金交付申請書
- 2 災害融資に係る金銭消費貸借契約書（写）
- 3 償還予定表
- 4 災害融資が必要なことを証明する書類
- 5 【運転資金】災害により売上高の減少が確認できる書類
- 6 【設備資金】災害で修繕が必要または修繕を行った箇所の写真、見積書
- 7 振込先確認書
- 8 信用保証協会の信用保証

【助成内容】

業種	補助金名	補助率	補助限度額	問い合わせ
商業	地域商業等事業再開支援補助金	1/2以内	上限 300万円 下限 100万円	県商工経営支援課 ☎022-211-2746
	観光施設再生支援事業補助金		上限 1,000万円 下限 100万円	県観光課 ☎022-211-2823

宮城県東日本大震災復興対策事業

東日本大震災により被災した中小企業者の施設、設備の復旧などについて県が

証決定のお知らせ（お客様用）（宮城県融資のみ）
平成二十五年四月三十日まで商工振興課または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）で受け付け（平成二十四年中に融資実行されたものは平成二十五年一月三十一日まで）

備の復旧などについて県が助成する復興対策事業が、平成二十四年度も実施されます。

■対象

中小企業者

※業種によって条件が異なりますので、詳しくは、県ウェブサイト（<http://www.pref.miyagi.jp>）をご覧ください。

■助成対象経費

施設の修繕・建替経費
設備の修繕・買替経費など

■受付

六月二十九日（金）午後五時まで

災害ごみを受け入れします

搬入する際は、環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。

■搬入許可証の交付手続き

- 1 申請できるのは世帯員に限ります。申請には「り災証明書」または「被災証明書」の提示と、次の①～④事項の記入が必要です。
- 2 搬入する車両ナンバー

災害ごみ一時保管所	場所	6月の受け入れ日					受け入れ品目
		月	火	水	木	金	
※搬入時間は9時～12時、13時～16時 ※搬入できるのは、個人の災害ごみに限ります。 ※搬入する前に、環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。	岩出山上野目字 朴木欠地内 (日東電工株向い)					1	家屋根の「かやぶき土」も可、石膏ボード類、スベストを含む廃材でも飛散性のものを除く（スレート瓦など） 瓦、コンクリートブロック類
		4	5	6	7	8	
		11	12	13	14	15	
		18	19	20	21	22	
		25	26	27	28	29	
	株江合 (石田工業団地内)						

絡先
3 解体家屋の坪数
4 搬入期間
環境保全課災害廃棄物対策室
☎23-2123
☎23-6074



山菜の採取と販売にあたっての注意

春から初夏にかけては山菜の季節です。山菜の放射性物質検査結果は、宮城県と市ウェブサイトで随時お知らせしています。山菜を採りに出かける前には、確認をお願いします。

また、検査の結果、基準値を超えた場合は、ただちに直売所などに対して出荷自粛を要請することとしています。販売する山菜が、出荷制限でない品目であることの確認をお願いします。

また、誤った採取や摂食による食中毒の発生も報告されていますので、併せて注意してください。

農林振興課林政係

☎23-7090

主な放射能測定結果

※水道水と主な農産物の測定結果の不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、不検出下の（ ）の値は、その検出下限値を示しています。

空間放射線量の測定結果(単位:マイクロシーベルト/h)
☎ 防災安全課消防担当 ☎ 23-5144

測定日	測定場所	放射線量	
		地表面から1m	地表面から0.5m
5月21日	市役所第2駐車場	0.07	0.07
	松山総合支所	0.06	0.06
	三本木総合支所	0.09	0.09
	鹿島台総合支所	0.07	0.06
	岩出山総合支所	0.11	0.10
	鳴子総合支所	0.09	0.10
	田尻総合支所	0.08	0.08

農産物の測定結果(単位:ベクレル/kg)
☎ 農林振興農業経営係 ☎ 23-7090

採取日	種別	採取場所	放射性セシウム		自粛・制限
			測定値	基準値	
5月15日	ぜんまい	大崎市	130	100	出荷制限
5月9日	たけのこ	大崎市	42	100	—
5月9日	原乳	大崎市(岩出山集乳所)	不検出(1未満)	50	—
5月8日	やまうど	大崎市	5.7	100	—
5月7日	こしあぶら	大崎市	150	100	出荷制限
5月7日	たらのめ	大崎市(野生)	260	100	出荷自粛
5月7日	トマト	大崎市(ハウス)	不検出(9未満)	100	—

市長コラム 天・地・人 道を創る



日本書紀に「難波より京に至る大道を置く」と道路整備の記述があり、古代ローマ帝国の「すべての道はローマに通ず」のように、道づくりは国づくりの基本に位置づけられてきました。

のもに改めて道路の役割が再評価されました。道路が「命の道」や「防災の道」、「復旧支援の道」として重要な役割を果たしました。この重大さから、国は「東日本大震災を踏まえた緊急提言」を発表しました。ミッシングリンク（途切れている高速道路）の解消、太平洋側と日本海側を結ぶネットワークの強化、災害に強い地域づくり・防災拠点整備などが謳われております。

しかし、東北は長らく「みちのく」（道・奥国）や「おくのほそ道」（奥の細道）と言われ、辺境の地と位置づけられた時代がありました。しかも、東北は奥羽山脈により陸奥国・出羽国に分離され交流が妨げられてきました。また、冬期間は豪雪により、社会経済活動の足かせとなっておりました。そのような背景の中、東北地方においては、冬期間も安全で安心して生活できる道路整備に対する市民ニーズが高いにもかかわらず、未だ道路整備が質・量とも著しく立ち遅れているのが現状であります。

去る五月九日、盛岡市で開催された東北国道協議会総会において不肖私が新会長に選任されました。司馬遼太郎が紀行文集「街道をゆく」で東北を「北のまほろば」と評しておりますように、東北の道路整備が「命をつなぐ道」や「復興を前進させる道」、「未来を拓く道」として、東北新時代を創るために全力で取り組んでまいります。

大崎市長 伊藤康志